

「工場からの臭気検査の基準と方法を定める省令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五四八年・工場からの臭気検査の基準と方法を定める省令

(前文省略)

第1項

本省令において、

「臭気(グリーン)」とは、人の鼻もしくは分析器で知ることができる大気内の混合物を意味する。

「臭気のサンプル(トゥワヤーン・グリーン)」とは、第4項もしくは第7項に定めた方法に従い、臭気のある時に空気のサンプルを収集することによって得られる、臭気の発生源周辺の臭いを有する空気のサンプルを意味する。

「臭気濃度(カー・クワームケム・グリーン)」とは、清浄な空気により臭気がなくなくなるまでの臭気を有する空気のサンプルの希薄割合によって臭気の状態を示す度数を意味する。強い臭気は臭気濃度も大きくなる。清浄な空気による希薄も体積が大きくなる。臭気の実験は第7項に定めた方法に従い嗅気(Sensory Test)によってこれをなす。

「工業区域(ケート・ウサハカム)」とは、国土計画法に基づき工業地として利用が定められたゾーン、もしくはタイ国工業団地公団法に基づく工業団地、あるいは工場法に基づく工業事業ゾーンを意味する。

「工業区域外(ノーク・ケート・ウサハカム)」とは、工業区域ではないその他のゾーンを意味する。

第2項

本省令は本省令末尾のリストに掲げた工場に対し施行する。

第3項

工場が臭気を有する空気を排出することを禁じる。ただし希薄する方法を使用せずに、臭気濃度が第4項に定めた度数を超えないようにしたときはその限りではない。

第4項

工場からの臭気のサンプルは以下に定めた度数を超えない臭気濃度を有していなければならない。

工業区域/工場の塀または敷地の周辺における臭気濃度 30、工場の排気口における臭気濃度 1000

工業区域外/工場の塀または敷地の周辺における臭気濃度 15、工場の排気口における臭気濃度 300

工場の塀もしくは敷地の周辺における臭気濃度検出は、臭気の発生源ポイントを通過する風の風下にある、工場の塀もしくは敷地から1メートル離れた地点で臭気のサンプルを収集する。工場の排気口での臭気濃度検出は第7項に定めた方法により臭気のサンプルを収集する。

第5項

工場局は工場からの臭気により影響を受けた者から苦情が寄せられた時、もしくは工場局が第4項に定めた基準を超えて工場が臭気を発していると疑った時、その工場からの臭気濃度検出を実施する。ただし工場局が当該実施が検出者の健康に危険であると判断した場合、もしくは検出者がいない場合はその限りではない。

第6項

工場局は本省令に定められた方法に従い工場の臭気濃度を検出するため、臭気検査委員会を一委員会もしくは複数の委員会、任命する権限を有する。

工場事業者もしくは関係者は、臭気検査委員会の第一段に基づく任務遂行に便宜を供する。

第7項

第4項に基づく臭気濃度の検出においては、米国検査及びマテリアル協会（ASTM）もしくは日本工業規格（JIS）が定めた方法、あるいは大臣が官報で告示した方法を使用する。

第8項

本省令は官報告示日から一年が経過した時に施行する。[官報告示日は二〇〇五年六月三日]

●末尾リスト（臭気濃度検査の対象となる工場の種類）

リスト番号1／第1番

茶葉もしくはタバコ葉乾燥に係る事業を営む工場

リスト番号2／第2番

以下のいずれかの、もしくは複数の農産物に係る事業を営む工場

- (1) 穀物もしくは穀物種子を煮る、蒸す、または加熱加工する
- (2) 穀物種子もしくは穀物種子の殻を剥く

- (3) 麻類もしくはタバコ葉をプレスする
- (4) 綿を紡ぐ、もしくはプレスする、あるいはカポック（パンヤ）を圧搾する、もしくはプレスする
- (5) サイロ、倉庫での穀物、穀物種子、もしくは穀物からの生産物の保管または移送
- (6) 穀物種子またはイモ類でない穀物を挽く、潰す、もしくは粉砕する
- (7) 椰子殻炭を燃やす、もしくは椰子殻からの燃える炭の粉砕、または粉炭の梱包
- (8) キノコ菌、蘭、またはモヤシの培養
- (9) 農産物をふるいにかける、洗う、選別する、もしくは大きさまたは品質で分ける
- (10) 光線照射により農産物を保存する
- (11) 孵化器を使って孵卵する。

リスト番号3／第4番

以下のいずれかの、もしくは複数の水棲動物ではない動物に係る事業を営む工場

- (1) 屠殺
- (2) 加熱、薫蒸、塩漬け、漬物、日干し、または瞬間冷凍もしくは脱水乾燥にして畜肉を保存する
- (3) 畜肉、獣脂、獣皮、または動物の髄または骨からの抽出物から完成食品製品を作る
- (4) 動物から食品として油脂を抽出する、あるいは動物からの油脂を食品として精製する
- (5) 畜肉または獣脂、もしくは畜肉または獣脂からの完成製品を容器詰めし、密閉する。
- (6) 動物または動物の部位を洗う、解体する、はがす、煮る、蒸す、揚げる、もしくは漬す
- (7) 例えば塩卵、皮蛋 [ピータン]、卵粉、冷凍卵液、または冷蔵卵液のような食品として使用するために、卵から製品を作る

リスト番号4／第5番

以下のいずれかの、もしくは複数の乳液 [ナーム・ノム] に係る事業を営む工場

- (1) 例えばパステライズまたはステライズのような何らかの方法で滅菌もしくは殺菌して生乳 [ノム・ソッド] を作る
- (2) 粉乳及び脂肪から生乳を作る
- (3) 濃縮乳 [ノム・カン]、粉乳、または揮発乳 [ノム・ラフイー] を作る
- (4) 乳液からクリームを作る
- (5) 液体バターまたは固形バターを作る
- (6) ヨーグルトまたは菌培養乳を作る

リスト番号5／第6番

以下のいずれかの、もしくは複数の水棲動物に係る事業を営む工場

- (1) 水棲動物から食品を作り、容器に詰め、密封する
- (2) 加熱、薫蒸、塩漬け、漬物、日干しして、もしくは瞬間冷凍または脱水乾燥させて水棲動物を保存する
- (3) 水棲動物から、もしくは水棲動物の皮、脂肪から完成食品製品を作る
- (4) 水棲動物から食品として油脂を抽出する、あるいは水棲動物からの油脂を食品として精製する
- (5) 水棲動物を洗う、解体する、はがす、煮る、蒸す、揚げる、もしくは潰す

リスト番号6／第7番

以下のいずれかの、もしくは複数の植物または動物の油脂、もしくは動物の脂肪に係る事業を営む工場

- (1) 植物または動物の油脂、もしくは動物の脂肪から油を抽出する
- (2) 油を抽出した植物または動物を押し潰す、または叩き潰す
- (3) 植物または動物の油脂、もしくは動物の脂肪から油を作り、水素注入により固める
- (4) 植物または動物の油脂、もしくは動物の脂肪から油を抽出し、精製する
- (5) 模造バター、模造クリーム、または調理用混合油を作る

リスト番号7／第8番

以下のいずれかの、もしくは複数の野菜、穀物または果物に係る事業を営む工場

- (1) 野菜、穀物または果物から食品もしくは飲料を作り、容器詰めにし、密閉する。
- (2) 日干し、漬物にして、もしくは瞬間冷凍または脱水乾燥させて野菜、穀物または果物を保存する

リスト番号8／第9番

以下のいずれかの、もしくは複数の穀物種子またはイモ類に係る事業を営む工場

- (1) 米の脱穀、吹き分け（簸）、選別
- (2) 製粉
- (3) 穀物種子またはイモ類を挽く、または潰す
- (4) 穀物種子またはイモ類から完成食品を生産する
- (5) 粉または穀物種子を混合する
- (6) イモ類の皮むき、または根菜を線状、リング状、もしくはペレットにする

リスト番号9／第10番

以下のいずれかの、もしくは複数の粉食品に係る事業を営む工場

- (1) パンまたはケーキを作る
- (2) 揚げパンまたは揚げ菓子を作る
- (3) 線状、粒状またはかけら状の食品製品を作る

リスト番号10／第11番

以下のいずれかの、もしくは複数のサトウキビ、ビート、甘草 [ヤー・ワーン]、または甘味を持つその他の植物から作られる砂糖に係る事業を営む工場

- (1) シロップを作る
- (2) 赤砂糖を作る
- (3) 黒砂糖または白砂糖を作る
- (4) 黒砂糖または白砂糖を精製する
- (5) 角砂糖または粉砂糖を作る
- (6) ブドウ糖、デキストロース、果糖、またはそれと似た製品を作る
- (7) 椰子、砂糖椰子、またはサトウキビではない植物から砂糖を作る

リスト番号11／第12番

以下のいずれかの、もしくは複数の茶、コーヒー、ココア、チョコレート、または菓자에係る事業を営む工場

- (1) 乾燥茶葉または粉末茶を作る
- (2) コーヒー豆を炒る、曳くまたは潰す、あるいは粉末コーヒーを作る
- (3) 粉末ココアまたはココア菓子を作る
- (4) チョコレート、粉末チョコレート、またはチョコレート菓子を作る
- (5) 粉末菊花、粉末ショウガ、またはその他の植物からの粉末飲料を作る
- (6) タマリンド粒飴、マナオ粒飴、または果物粒飴を作る
- (7) 果物または果物の皮を砂糖水で煮詰める、もしくは砂糖水に漬ける、あるいは果物または果物の皮を砂糖で包む
- (8) 豆、ナッツ類を潰す、または挽く、あるいは豆、ナッツ類を砂糖、コーヒー、ココア、チョコレートで包む
- (9) チューイングガムを作る
- (10) 飴玉またはキャンディーを作る
- (11) アイスクリームを作る

リスト番号12／第13番

以下のいずれかの、もしくは複数の調味料または食品添加物に係る事業を営む工場

- (1) ベーキングパウダーを作る
- (2) 食品の香料、味付料または着色料を作る
- (3) 酵母を作る
- (4) 酢を作る
- (5) マスタードを作る
- (6) サラダオイルを作る
- (7) スパイスを潰すまたは挽く
- (8) 唐辛子粉、粉末胡椒または香辛料を作る

リスト番号13／第15番

以下のいずれかの、もしくは複数の動物飼料に係る事業を営む工場

- (1) 動物飼育のための配合飼料または完成飼料を作る
- (2) 飼料とする、または配合するため穀物、穀物種子、穀物かす、畜肉、動物の骨、動物の毛、または貝殻を挽く、もしくは粉末にする

リスト番号14／第16番

酒類の煮沸、蒸留または混合工場

リスト番号15／第17番

パルプ生産における硫化物から製造されるエチルアルコールではないエチルアルコール製造工場

リスト番号16／第18番

果物の混合酒またはその他のリキュール製造工場。ただし第一九番のモルツまたはビールに係る事業を営む工場は含まない。

リスト番号17／第19番

以下のいずれかの、もしくは複数のモルツまたはビールに係る事業を営む工場

- (1) モルツを作る、挽く、または潰す
- (2) ビールを造る

リスト番号18／第20番

非アルコール飲料または非ソーダ飲料製造に係る事業を営む工場

リスト番号19／第21番

以下のいずれかの、もしくは複数のタバコ、葉巻タバコ、刻みタバコ、ガムタバコ、嗅

ぎタバコに係る事業を営む工場

- (1) タバコ葉を加熱、乾燥させる、またはタバコ葉を柔らかくする
- (2) シガレット、シガー、またはその他のタバコを作る
- (3) 葉巻タバコ、刻みタバコ、匂い付き刻みタバコ、またはガムタバコを作る
- (4) 嗅ぎタバコを作る

リスト番号20／第29番

獣皮の漬液、解体、加熱、挽粉、なめし、切断加工、押し紋、または染色工場

リスト番号21／第30番

動物の羽毛の梳き、漂白、染色、切断加工工場

リスト番号22／第43番

化学肥料を除く肥料の製造、保管、または容器詰めに係る事業を営む工場

リスト番号23／第92番

冷蔵所

*注／第何番は仏暦二五三五年工場法令の内容に基づき制定された省令（仏暦二五三五年）末尾リストに定められたところに基づく順番を意味する。

（おわり）